

★★★ 流山市消費生活センターからのお知らせ ★★★

見守り
新鮮情報

©Kuroussi Gen

購入確定の
前には解約方法もよく確認

事例1 オンラインショッピングで、定期購入の白髪染めを申し込んだつもりが、育毛剤を申し込んでいたことが分かったので、次回以降の解約をしようと何度も事業者に電話をしているが繋がらない。変更や一時中止はメールでできるが、解約は電話での連絡方法しかない。次回配送予定の2週間前までに解約を申し出なければならぬ。どうしたらよいか。(70歳代)

事例2 SNSの動画を見て健康食品を注文したら、定期購入だった。解約しようと電話をしたところ2回目の商品が届いてからでないと解約できないと言われた。2回目の商品が届いたので電話をするとSNSやメールで問い合わせるようにというガイダンスが流れるのみだった。SNSで解約の申し出をしたが、何度も同じことの繰り返しになって解約できない。(60歳代)

ひとこと助言

解約方法が
電話だけ SNSだけ
の場合も



見守るくん

本イラスト：黒崎立

見守り新鮮情報 第504号 (2025年2月6日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999 (月～金 9:00～16:30)
流山市役所 第2庁舎2階 流山市消費生活センターへ【出前講座も随時受け付けてます】

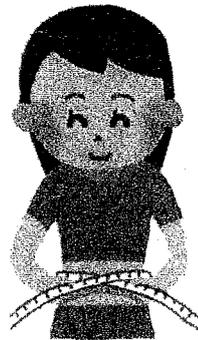
消費生活に関する事で分からないことがあった時や悩んだ場合は消費生活センターへすぐにご相談ください。

**「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」
だったなんて…！**

**980円
でお得に試せる！**

**定期縛りなし
で安心♪**

**売り切れ続出！？
ダイエットサプリ**



**「定期縛りなし」は要注意！
「解約するまで続く定期購入」
の契約になっていませんか！？**



独立行政法人

国民生活センター (2025年1月)